

## 習志野市学校施設再生計画（第2期計画）検討専門委員会設置要綱

### （設置目的）

第1条 本市では、平成26年1月に習志野市学校施設再生計画を策定し、平成26年度から平成31年度までを第1期計画期間として、この期間における施設整備計画を明示し、学校施設における整備事業を進めてきました。

今後、2020年度からの第2期計画期間における施設整備計画を策定するにあたり、子どもたちが安全・安心かつ良好な学習環境で活動することが可能となるよう、学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討する必要があります。

学校施設再生計画策定にあたっては、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算化の平準化等を図りつつ、習志野市公共施設再生計画と整合性を図り、学校施設に求める機能・性能を確保する必要があります。また、策定した学校施設再生計画に沿った整備ができるよう、当該計画を、中長期的な予算配分戦略の検討につなげていくことが望まれます。このことから、学校施設の再生整備の在り方や推進方策等について検討するにあたり、広く意見を聴取し、その調整を図ることを目的とし、習志野市学校施設再生計画（第2期計画）検討専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。

(1) 学校施設 教育財産のうち公立の小・中・高等学校をいう。

### （所掌事項）

第3条 専門委員会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- (1) 学校施設の整備水準に関すること。
- (2) 学校施設の適正規模、配置に関すること。
- (3) 学校施設の長寿命化、建替え計画に関すること。
- (4) 学校施設の役割の変化への対応に関すること。
- (5) その他、学校施設再生に関すること。

### （組織等）

第4条 専門委員会は、委員10名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学校施設のあり方に関する調査研究に実績のある学識経験者又は有識者
- (2) 本市の学校教育及びまちづくりに関して知識経験を有する者
- (3) 前各号に掲げる者の他、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、習志野市学校施設再生計画（第2期計画）策定までとする。

3 専門委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 6 専門委員会の検討内容により委員長が必要と認めるときは、臨時委員を専門委員会に加えるものとする。
- 7 臨時委員の任期は、委嘱の日から専門委員会への出席が終わるまでの間とする。

(専門委員会)

第5条 専門委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その進行を行う。

- 2 専門委員会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 専門委員会は、必要に応じてその専門委員会への委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、専門委員会における検討結果を提言書として取りまとめ、教育長に提出する。

(庶務等)

第7条 専門委員会の庶務は、学校教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営について必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年3月25日から施行する。